

## 第87回

定時株主総会  
招集ご通知

## 開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

## 開催場所

当社栗田総合センター（多目的ホール）

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会開催にあたり、株主の皆様の安全に配慮した措置をとらせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 感染リスクを避けるため、本総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。
- お土産の配付および喫茶サービスの提供は中止とさせていただきます。

株主総会当日の対応等、詳細につきましては、本招集ご通知の1ページをご確認ください。



招集ご通知の主要な内容が、スマートフォンで簡単にご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6967/>



## 目次

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について	1
第87回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案  剰余金の処分の件	
第2号議案  定款一部変更の件	
第3号議案  取締役（監査等委員である取締役を除く） 5名選任の件	
第4号議案  監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案  役員賞与支給の件	
第6号議案  取締役（監査等委員である取締役を除く） の報酬等の額改定の件	
第7号議案  取締役（監査等委員である取締役および 監査等委員でない社外取締役を除く）に 対する譲渡制限付株式の割当てのための 報酬等の額決定の件	
[添付書類]	
事業報告	22
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社は、2022年6月28日（火曜日）に第87回定時株主総会を予定しておりますが、株主の皆様の安全・安心を最優先に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた株主の皆様へのお願い等につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### <書面またはインターネットによる議決権行使のお願い>

感染リスクを避けるため、本株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### <当日の対応について>

- 会場入口におきまして、体温測定、手指のアルコール消毒にご協力ください。発熱または体調不良と見受けられる株主様には、スタッフがお声がけしてご入場をお控えいただく場合がございます。
- 会場の座席は間隔をあけた配置を行います。そのため、ご用意できる座席数に限りがあり、当日は入場制限をさせていただきます場合がございます。
- ご来場される場合は、マスクの着用をお願い申し上げます。また、当社役員・スタッフもマスク着用で対応させていただきます。
- お土産の配付および喫茶サービスの提供は中止とさせていただきます。

今後の状況によっては、上記内容を更新する場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認ください。また、当社ウェブサイトをご確認ください。

**当社ウェブサイト** <https://www.shinko.co.jp>

**第87回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始は午前9時を予定しております。）
<b>2 場 所</b>	長野県長野市栗田711番地 当社栗田総合センター（多目的ホール） （末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3 会議の目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第87期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第87期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> <li>第5号議案 役員賞与支給の件</li> <li>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件</li> <li>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件</li> </ul>

#### 4 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 上記のほか、議決権の行使に関する事項は4ページから5ページをご参照ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト** <https://www.shinko.co.jp>



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時を予定）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後5時15分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7号議案

- 賛成される場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対される場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成される場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対される場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対される場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対される候補者の番号をご記入ください。

## 招集ご通知がスマホでも！



招集ご通知の主要な内容が、スマートフォンで簡単にご覧いただけます。



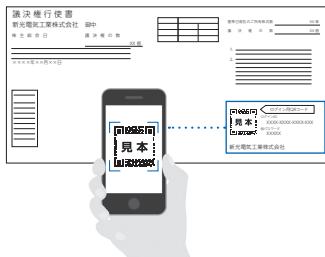
<https://p.sokai.jp/6967/>

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

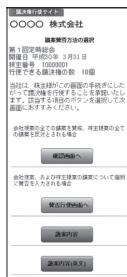
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



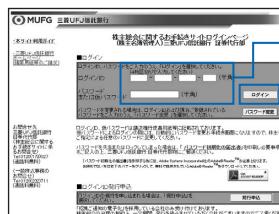
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使される場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使される場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

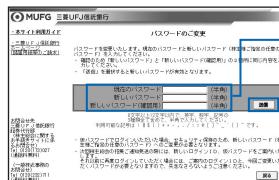
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

## 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要施策の一つと考えており、当期の期末配当につきましては、財政状態・利益水準ならびに成長市場向けの設備投資計画等をふまえ、前期に比べ10円増配し、1株につき27円50銭とさせていただきたいと存じます。

この結果、2021年11月29日に実施した17円50銭の中間配当金とあわせ、年間配当金は1株につき45円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金27円50銭 総額3,714,974,835円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

## 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更しようとするものであります。

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであり、また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第17条（電子提供措置等）</u>            当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。            当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
附 則  (新 設)	<p>附 則  <u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u>            現行定款第17条の削除および変更案第17条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下施行日という）から効力を生ずるものとする。            前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。            本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第3号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、特段の異論はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における役職	
1	ふじた まさみ 藤田 正美	代表取締役会長	再任
2	くらしま すずむ 倉嶋 進	代表取締役社長	再任
3	まきの やすひさ 牧野 恭久	代表取締役 専務執行役員	再任
4	おざわ たかし 小澤 隆史	取締役 常務執行役員	再任
5	にいみ じゅん 新美 潤	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号

1

ふじ た まさ み  
藤田 正美

再任

生年月日

1956年9月22日

所有する当社の株式の数

6,100株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 富士通株式会社入社  
2001年 12月 同社秘書室長  
2006年 6月 同社経営執行役  
2009年 6月 同社執行役員常務  
2010年 4月 同社執行役員副社長  
2010年 6月 同社取締役執行役員副社長  
2012年 6月 同社代表取締役副社長  
2016年 4月 株式会社富士通マーケティング（現 富士通Japan株式会社）代表取締役社長  
2017年 6月 株式会社安藤・間社外取締役（現在に至る）  
2019年 1月 株式会社富士通マーケティング（現 富士通Japan株式会社）顧問  
2019年 4月 当社執行役員副社長  
2019年 6月 代表取締役社長  
執行役員社長  
2021年 6月 代表取締役会長（現在に至る）

#### 候補者とした理由

藤田正美氏は、富士通株式会社において長年にわたり人事部門の業務に携わり、執行役員就任後は人事・総務・法務部門等を担当し、この間、富士通グループ全体の内部管理体制の整備を推進するとともに、同社代表取締役副社長、株式会社富士通マーケティング（現 富士通Japan株式会社）代表取締役社長を務めるなど、コーポレート・ガバナンスをはじめとして、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社においては代表取締役社長として会社業務の執行を統括し、現在は代表取締役会長として当社の取締役会の議長を務め、一層のコーポレート・ガバナンス強化の観点で経営全般を担うとともに、指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続き経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に実行することができるかと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

くら しま すすむ  
倉嶋 進

再任

生年月日

1963年12月3日

所有する当社の株式の数

7,600株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社  
2005年 12月 コンポーネント事業部第二製造部担当部長  
2006年 6月 リードフレーム事業部プレス部長  
2011年 6月 リードフレーム事業部主席部長  
2012年 12月 執行役員  
リードフレーム事業部長  
2015年 6月 営業統括部長  
2016年 6月 上席執行役員  
2018年 4月 リードフレーム事業部長  
2019年 2月 常務執行役員  
2019年 8月 SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.取締役社長  
2021年 4月 当社執行役員副社長  
2021年 6月 代表取締役社長（現在に至る）  
執行役員社長（現在に至る）

#### 候補者とした理由

倉嶋進氏は、当社において長年にわたりコンポーネント事業・リードフレーム事業に携わり、製造部門の統括、技術開発および海外子会社のマネジメント等、事業部門の運営において豊富な経験と実績を有するとともに、営業部門、設備技術部門の統括責任者を務めるなど、当社事業・顧客に精通し、当社事業分野の動向・テクノロジー等について幅広い見識を有しております。現在は代表取締役社長として当社の経営全般を担い、会社業務の執行を統括しており、引き続き経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に実行することができるかと判断したため、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

まきの やす ひさ  
牧野 恭久

再任

生年月日

1964年10月25日

所有する当社の株式の数

1,000株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 富士通株式会社入社  
2006年 6月 同社財務経理部経理部財務企画部長  
2014年 6月 同社FUJITSU Way推進室長  
2018年10月 同社FUJITSU Way推進室長 兼 法務・コンプライアンス・知的財産本部長代理  
2019年10月 同社法務・知財・内部統制推進本部長代理  
2021年 4月 当社専務執行役員  
2021年 6月 代表取締役 専務執行役員（現在に至る）

#### 候補者とした理由

牧野恭久氏は、富士通株式会社において長年にわたり経理部門の業務に携わり、財務・経理に関する豊富な経験と実績を有するとともに、FUJITSU Way推進室長、法務・知財・内部統制本部長代理等として、富士通グループ全体の内部統制・コンプライアンス推進を担当するなど、経営管理に関する幅広い見識を有しております。現在は代表取締役として当社の経営全般を担うとともに、法務・コンプライアンス・知的財産・経理部門担当として各部門の業務執行を担当しており、引き続き経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に実行することができるかと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

おざわ たかし  
小澤 隆史

再任

生年月日

1961年11月27日

所有する当社の株式の数

13,300株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 富士通株式会社入社  
2002年 6月 当社入社  
2013年 6月 アセンブリ事業部副事業部長  
2013年12月 執行役員  
アセンブリ事業部長（現在に至る）  
2016年 6月 上席執行役員  
2017年 6月 取締役 常務執行役員（現在に至る）

#### 候補者とした理由

小澤隆史氏は、当社において長年にわたりアセンブリ事業に携わり、技術開発および事業部門の運営等において豊富な経験と実績を有しております。現在は品質保証・総合技術支援・環境管理・開発部門担当、アセンブリ事業部長として各部門の業務執行を担当するとともに、取締役として当社の経営を担っており、引き続き経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に実行することができるかと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

にい み じゅん  
新 美 潤

再任

社外

独立

生年月日

1956年1月27日

所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

14/14回

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 外務省入省  
2003年 4月 在ロシア日本国大使館公使  
2006年 7月 在タイ日本国大使館公使  
2008年 7月 経済産業省大臣官房審議官（通商戦略担当）  
2010年 8月 外務省大臣官房審議官（総括担当）  
2011年 9月 在ロサンゼルス日本国総領事館総領事  
2014年 7月 衆議院事務局国際部長  
2017年11月 在ポルトガル日本国大使館特命全権大使（2019年12月まで）  
2020年 4月 多摩大学グローバルスタディーズ学部教授（現在に至る）  
2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）  
2022年 4月 多摩大学グローバルスタディーズ学部長（現在に至る）

### 候補者とした理由および期待される役割の概要

新美潤氏は、外務省において要職を歴任され、また、経済産業省において通商政策を担当されるなど、国際情勢に関し専門的な知識と豊富な経験を有しております。現在、当社において、社外取締役および指名・報酬委員会の委員長を務めており、引き続きその知見を社外取締役として、独立した客観的な立場から、経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監督に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 現在の当社取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「3 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載しております。
2. 新美潤氏は、社外取締役候補者であります。また、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 新美潤氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は新美潤氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。
6. 当社は新美潤氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

**第4号議案****監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における役職	
1	<small>いとう あきひこ</small> 伊藤 明彦	取締役 常勤監査等委員	<b>再任</b>
2	<small>あらかい なみこ</small> 荒木 泉子	社外取締役 監査等委員	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
3	<small>こばやし くにかず</small> 小林 邦一	社外取締役 監査等委員	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

候補者番号

1

いとう あきひこ  
伊藤 明彦

再任

生年月日

1960年2月13日

所有する当社の株式の数

6,300株

取締役会出席状況

14/14回

監査等委員会出席状況

9/9回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社  
1999年 6月 経理部担当部長  
2000年12月 リードフレーム事業部事業推進部長代理  
2004年 7月 コンポーネント事業部事業企画部長  
2006年 6月 P L P 事業部事業企画部長  
2006年12月 第一 P L P 事業部主席部長  
2009年 6月 第一事業本部 P L P 事業部長代理  
2012年12月 執行役員  
P L P 事業部副事業部長 兼 経理本部主席部長  
2018年 6月 取締役 常勤監査等委員（現在に至る）

#### 候補者とした理由

伊藤明彦氏は、当社において長年にわたり経理部門および P L P 事業をはじめとする各事業部門の業務に携わり、経営管理および事業部門の企画・運営等に関する豊富な経験と実績を有しております。現在は常勤の監査等委員である取締役および指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続きその知見を監査等委員である取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監査・監督を適切に実行することができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あらかし なみこ  
荒木 泉子

再任

社外

独立

生年月日

1974年8月7日

所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

14/14回

監査等委員会出席状況

9/9回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年 4月 ニフティ株式会社入社  
2009年 6月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
2011年12月 村島・穂積法律事務所入所（現在に至る）  
2017年 6月 ニフティ株式会社人事総務部法務グループ長  
2017年 8月 同社退社  
2018年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現在に至る）

#### 候補者とした理由および期待される役割の概要

荒木泉子氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しております。現在、当社において、監査等委員である社外取締役および指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続きその知見を監査等委員である社外取締役として、独立した客観的な立場から、経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監査・監督に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

こ ばやし く に か ず  
小林 邦一

再任

社外

独立

生年月日

1950年3月29日

所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

14/14回

監査等委員会出席状況

9/9回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年10月 監査法人クーパーズ&ライブランド（現 プライスウォーターハウスクーパース）東京事務所入所  
1977年 9月 公認会計士登録  
1981年 8月 小林会計事務所開設  
1981年12月 税理士登録  
1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所  
1995年 8月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員  
1997年 5月 同法人長野事務所長  
2003年 1月 朝日税理士法人代表社員  
2012年 1月 あがたグローバル税理士法人代表社員理事  
あがたグローバルコンサルティング株式会社代表取締役  
2017年 6月 株式会社ガイドーリミテッド社外取締役  
2019年 2月 あがたグローバル税理士法人代表社員会長理事  
あがたグローバルコンサルティング株式会社取締役  
2020年 4月 あがたグローバル税理士法人相談役（現在に至る）  
2020年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現在に至る）

#### 候補者とした理由および期待される役割の概要

小林邦一氏は、公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、長年にわたり税理士法人、コンサルティング会社等の経営に携わっております。現在、当社において、監査等委員である社外取締役および指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続きその知見を監査等委員である社外取締役として、独立した客観的な立場から、経営に関する重要事項の決定および業務執行に対する監査・監督に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 荒木泉水および小林邦一の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 荒木泉水および小林邦一の両氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、荒木泉水氏は本総会終結の時をもって4年、小林邦一氏は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 荒木泉水氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、伊藤明彦、荒木泉水および小林邦一の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。3氏の再任をご承認いただいた場合には、当社は3氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。
6. 当社は荒木泉水および小林邦一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
7. 伊藤明彦、荒木泉水および小林邦一の3氏をご選任いただいた場合には、3氏は、監査等委員会において会社法第399条の3第1項および第2項に規定される職務を行う監査等委員として選定される予定であります。

### (ご参考) 取締役会の構成

第3号議案および第4号議案が承認可決された場合、株主総会終了後開催される取締役会および監査等委員会を経て、当社取締役会の構成は次のとおりとなります。

(男性7名 女性1名 (取締役のうち女性の比率 12.5%) )

氏名	当社における役職	特に期待する分野						
		製造	技術開発	営業	海外ビジネス ／国際性	法務・リスク マネジメント	財務会計	経営経験
ふじた まさみ 藤田 正美	代表取締役会長			●		●		●
くらしま すずむ 倉嶋 進	代表取締役社長	●	●	●	●			●
まきの やすひさ 牧野 恭久	代表取締役 専務執行役員					●	●	
おざわ たかし 小澤 隆史	取締役 常務執行役員	●	●	●	●			
にいみ じゅん 新美 潤	社外取締役				●	●		
いとう あきひこ 伊藤 明彦	取締役 常勤監査等委員	●					●	
あらか なみこ 荒木 泉子	社外取締役 監査等委員					●		
こばやし くにかず 小林 邦一	社外取締役 監査等委員						●	●

## 第5号議案

# 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時の取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）4名に対し総額77,000,000円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、特段の異論はございませんでした。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。本議案は、当該方針と整合するものであり、また、上記のとおり指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および特段の異論がない旨の意見決定を経ていることを確認しており、相当であると判断しております。

## 第6号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2016年6月28日開催の第81回定時株主総会において、年額2億50百万円以内としてご承認いただいておりますが、外部調査機関による役員報酬調査データの同業かつ類似した規模の他社水準を基礎としつつ、業容拡大等に伴う責務の増大を勘案し、業績の状況との連動性をより一層高め、企業価値の向上につなげることを目的として、賞与も含めて当該報酬等の額を年額4億50百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内とし、賞与は支給しない。）に改定したいと存じます。なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、特段の異論はございませんでした。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、本議案および第7号議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定であり、当該変更の概要は本招集ご通知の21ページにご参考として記載のとおりです。本議案は、当該方針における個人別の報酬に関する算定の基準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、さらに、上記のとおり指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および特段の異論がない旨の意見決定を経ていることを確認しており、相当であると判断しております。現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、第6号議案の承認可決を条件として、年額4億50百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内とし、賞与は支給しない。）が上限となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の職責・役位等を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定いたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、特段の異論はございませんでした。

上記報酬額および下記「対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限」に記載の内容を含む譲渡制限付株式の割当ての内容は、対象取締役の職責・役位、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案および第6号議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定であり、当該変更の概要は本招集ご通知の21ページにご参考として記載のとおりです。）等を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.03%程度（10年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.3%程度）と希釈率は軽微であり、さらに、上記のとおり指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および特段の異論がない旨の意見決定を経ていることを確認しており、相当であると判断しております。現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、対象取締役が当社に損害を与え、もしくは当社の社会的な信用または企業価値を棄損する行為を行い、当社から懲戒またはそれに類する処分を受けた場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間をふまえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更概要 (取締役 (監査等委員である取締役を除く) 関連)**

当該方針の内容は、第6号議案および第7号議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定であり、その概要は以下のとおりです。

- ・業績連動報酬のうち、基本報酬（固定報酬）とともに支給する業績連動分を廃止し、これに代えて譲渡制限付株式を割り当てる。また、賞与は、定時株主総会の決議をもって支給することに代えて、基本報酬とあわせて株主総会で承認決議された報酬等の額の範囲内で支給する。なお、監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役は、譲渡制限付株式・賞与の対象外とする。
- ・賞与算定における指標として、従来、主に当社のROEを用いてきたことに代えて、当社グループの売上高、経常利益およびROIC（経常利益÷投下資本（純資産および有利子負債の期中平均））を用いる。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の経済環境は、日本におきましては、新型コロナウイルスの感染状況により、経済活動の制限と緩和が繰り返される中、生産・輸出は堅調に推移し、緩やかな景気の持ち直しが続いたものの、年明け以降、新型の変異株感染急拡大の影響などにより回復は鈍化しました。海外におきましては、米国・欧州を中心に経済活動の正常化が進み回復基調を示しましたが、中国ではゼロコロナ政策による厳しい活動制限などを背景に景気の回復が鈍化し、また、エネルギー・原材料価格高騰の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、先行き不透明感が一層強まる状況となりました。

半導体業界につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機とする、社会・経済におけるデジタル化の急速な進展等を背景に、パソコンやサーバーをはじめ幅広い分野において需要が大きく拡大し、また、自動車市場向け等において半導体の需給逼迫状況が続くなど、旺盛な需要環境が継続しました。

このような環境下において、当社グループにおきましては、引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策を実施し、ICT（情報通信技術）社会に欠かすことのできない半導体サプライチェーンの一翼を担う企業として、事業活動の継続に努めてまいりました。また、デジタル化の加速等により半導体需要が大きく拡大する中であって、当社各製品についてかねてより取り組んでまいりました成長市場向け設備投資による生産能力増強等が寄与し、当連結会計年度において大きく業績を伸長させることができました。主力のフリップチップタイプパッケージについては、高丘工場（長野県中野市）などにおいて2018年度より着手した大型設備投資等による生産体制強化が、高性能半導体の需要増加に対応するとともに、半導体製造装置、先端メモリー向け等についても旺盛な需要のもと生産増加に注力するなど、引き続き成長分野向けに重点的に経営資源を投下しました。さらに、競争が激化する市場環境にあって、収益力・競争力の一層の強化をはかるべく、生産性・品質向上等の取り組みを強化しました。

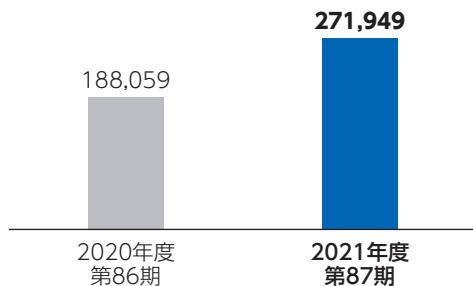
それらの結果、フリップチップタイプパッケージは、パソコン、サーバー向けの需要拡大ならびに生産体制強化により売上が大幅に増加し、また、リードフレームは、自動車向けをはじめとして大幅な増収となりました。半導体製造装置向けセラミック静電チャックは、好調な半導体市場を背景に受注が大きく増加し、ハイエンドスマートフォン向けのIC組立が大幅な増収となりました。これらにより、当連結会計年度の売上高は2,719億49百万円（対前連結会計年度比44.6%増）と大きく増加しました。

収益面につきましては、旺盛な需要を背景とする各製品の売上増加に伴う収益性の向上や、為替相場において円安基調が継続したことなどにより、経常利益は758億20百万円（対前連結会計年度比186.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は526億28百万円（同192.1%増）となり、前連結会計年度比で大幅な増収増益と、売上高、各利益とも過去最高となりました。

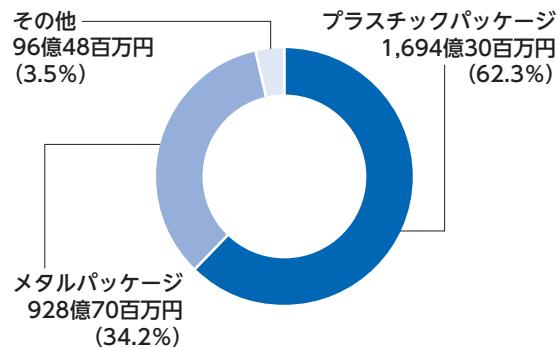
なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 売上高

(単位：百万円)



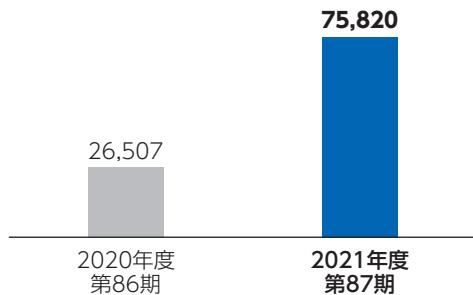
## セグメント別売上高構成



※ ( ) 内の数字は構成比率を表わしております。

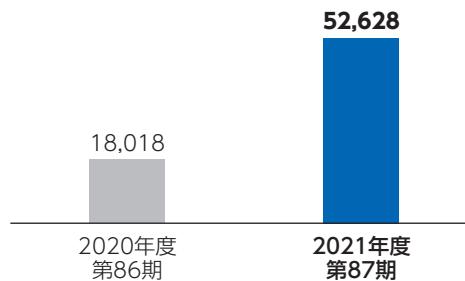
## 経常利益

(単位：百万円)



## 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

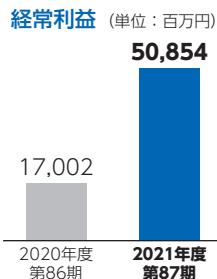
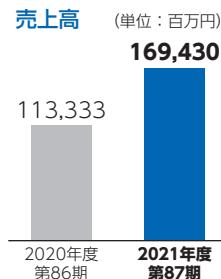


セグメント別の概況は次のとおりであります。<sup>※</sup>

## プラスチックパッケージ

当セグメントの売上高は1,694億30百万円（対前連結会計年度比49.5%増）となりました。フリップチップタイプパッケージは、パソコンおよびサーバー向けに需要が拡大する中において生産能力増強が寄与したことなどにより、売上が大幅に増加しました。IC組立は、ハイエンドスマートフォン向けに受注が大きく増加し、また、プラスチックBGA（ボール・グリッド・アレイ）基板は先端メモリーや自動車向けの受注が拡大し、増収となりました。

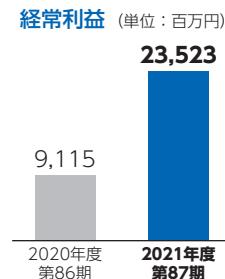
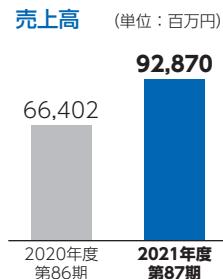
経常利益は508億54百万円（対前連結会計年度比199.1%増）となりました。フリップチップタイプパッケージの売上が、高付加価値製品をはじめとして大きく増加し、また、為替相場において円安基調が継続したことなどにより、収益性が向上しました。



## メタルパッケージ

当セグメントの売上高は928億70百万円（対前連結会計年度比39.9%増）となりました。リードフレームは、自動車市場向けが好調に推移したことに加え、幅広い用途において需要が増加したことを背景に大幅な増収となりました。セラミック静電チャックは、引き続き半導体製造装置市場における旺盛な需要に支えられ売上が大きく増加しました。ガラス端子は、光学機器向けの受注が増加し、CPU向けヒートスプレッダーは、増収となりました。

経常利益は235億23百万円（対前連結会計年度比158.1%増）となりました。リードフレーム、セラミック静電チャックの増収効果および為替相場において円安基調が継続したことなどにより、収益性が向上しました。



<sup>※</sup>従来、部門別（「ICリードフレーム」「ICパッケージ」「気密部品」）にて記載しておりましたが、当連結会計年度よりセグメント別（「プラスチックパッケージ」「メタルパッケージ」）の記載へと変更しております。

## (2) 対処すべき課題

今後の経済環境は、欧米各国を中心にコロナ禍における行動制限の緩和がさらに進展し、経済活動の再開が加速することが見込まれる一方で、急激な需要増加に伴うサプライチェーンの混乱やインフレ圧力の上昇に加え、ロシア・ウクライナ紛争等による世界経済への影響が懸念され、予断を許さない状況が継続することが想定されます。日本におきましても、経済活動の正常化が進み、景気は回復基調で推移することが見込まれるものの、エネルギー、原材料価格の高騰等が企業収益を圧迫することなども想定され、世界経済の先行き懸念もあいまって、不透明な状況が続くものと思われまます。

半導体業界におきましては、AI、IoTのさらなる活用や5Gの普及等による社会・経済のデジタル化の進展を背景に、今後、半導体は幅広い分野において用途を広げ、市場は中長期的に拡大することが見込まれる一方で、一層の高機能化・高速化のニーズがさらに高まることが想定されます。加えて、世界的に脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速するなか、デジタル化と省エネルギー・低消費電力を両立するテクノロジーの進化を支えるキーデバイスとして半導体の重要性が高まるなど、高度化・多様化する市場のニーズや需要増加に対し、迅速かつ柔軟に対応し得る開発・生産体制を構築することを要するなど、世界規模での競争が一段と激化することが見込まれます。

このような環境下において、当社グループは、引き続き高い成長が見込まれる市場向けに重点的に経営資源を投下し、今後の発展を目指してまいります。半導体の高機能化・高速化と省電力化に対応し、旺盛な需要が続くフリップチップタイプパッケージについては、高丘工場（長野県中野市）等において展開してまいりました大型設備投資による新ラインなどにより増産をはかってまいります。さらに、昨年決定いたしました長野県千曲市における新工場開設ならびに更北工場（長野市）・若穂工場（同）における設備増強からなる過去最大規模の設備投資を着実に実行し、一層の生産体制強化に取り組んでまいります。また、今後、中長期的な需要伸長が見込まれる半導体製造装置向けのセラミック静電チャックについては、既存工場での増産に加え、昨年着工し、2023年度稼働予定の高丘工場新棟の整備により、量産体制拡充をはかってまいります。このほか、半導体メモリーの高速化・大容量化に対応するプラスチックBGA基板の生産能力増強に努めるなど、今後の市場動向を的確に捉え、半導体の高性能化に寄与する当社製品のさらなる売上拡大を目指してまいります。

加えて、これまで培ってまいりました多様な半導体実装技術をもとに、高い競争力を持つ製品の開発・商品化に取り組むとともに、優れた製品を安定的に供給することができる生産体制の確立に努めてまいります。

当社グループは、引き続き成長が見込まれる半導体市場において、常にお客様のニーズを起点とし、機能・性能、コスト、品質すべてにおいてお客様にとって価値の高い製品・サービスを提供することにより、「限りなき発展」を果たしてまいり所存であります。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は575億38百万円となりました。プラスチックパッケージにおいて、IoT、AIの活用の進展や5Gの普及等を背景として高性能半導体向けに需要拡大が見込まれるフリップチップタイプパッケージの生産体制強化を推進しており、その一環として、同製品の量産ライン増設のための設備投資等を実施するとともに、ハイエンドスマートフォン向けに受注が拡大しているIC組立や先端メモリー向けプラスチックBGA基板の生産ラインを増強しました。また、メタルパッケージにおいて、自動車向けをはじめ幅広い用途向けに売上が増加しているリードフレームの増産投資を実施し、旺盛な需要が継続する半導体製造装置向けセラミック静電チャックの量産体制強化を行ったほか、全部門にわたって合理化・省力化を目的とした投資を行いました。

### (4) 資金調達の状況

設備投資等のための資金調達を行いました結果、当連結会計年度末における短期借入金残高は300億円となりました。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

		2018年度 第84期 (2019年3月)	2019年度 第85期 (2020年3月)	2020年度 第86期 (2021年3月)	2021年度 第87期 〔当連結会計年度〕 (2022年3月)
売上高	(百万円)	142,277	148,332	188,059	271,949
経常利益	(百万円)	7,649	4,813	26,507	75,820
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,526	2,690	18,018	52,628
1株当たり当期純利益		18円70銭	19円92銭	133円38銭	389円58銭
総資産	(百万円)	180,793	203,979	240,977	319,461
純資産	(百万円)	139,200	137,658	153,393	201,997

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

		2018年度 第84期 (2019年3月)	2019年度 第85期 (2020年3月)	2020年度 第86期 (2021年3月)	2021年度 第87期 〔当事業年度〕 (2022年3月)
受注高	(百万円)	138,587	145,602	188,933	290,114
売上高	(百万円)	136,003	142,823	180,412	263,172
経常利益	(百万円)	8,584	5,547	26,115	74,435
当期純利益	(百万円)	3,572	3,519	17,905	51,764
1株当たり当期純利益		26円45銭	26円5銭	132円55銭	383円19銭
総資産	(百万円)	177,591	201,867	238,587	315,487
純資産	(百万円)	138,317	138,480	152,742	199,243

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金	親会社が有する 当社の株式数	議決権比率	事業内容
富士通株式会社	324,625百万円	67,587千株	50.03%	ソフトウェア、情報処理分野および通信分野の製品の開発、製造および販売ならびにサービスの提供

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	事業内容
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	68,000千マレーシア リンギット	100%	リードフレームの製造・販売
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	11,900百万ウォン	100%	ガラス端子等の製造・販売
SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.	7,500千米ドル	100%	半導体パッケージの販売

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、半導体パッケージの製造・販売を主な事業としており、各セグメントの主要な製品は次のとおりであります。

セグメント	主要製品
プラスチックパッケージ	プラスチック・ラミネート・パッケージ、ICの組立
メタルパッケージ	半導体用リードフレーム、半導体用ガラス端子、ヒートスプレッダー、セラミック静電チャック

## (8) 主要な事業所

### ① 当社

本社	長野県長野市小島田町80番地
工場等	更北（長野市）、若穂（長野市）、高丘（長野県中野市）、新井（新潟県妙高市）、京ヶ瀬（新潟県阿賀野市）、新光開発センター（長野市）、栗田総合センター（長野市）
営業所等	東京（渋谷区）、大阪（淀川区）、名古屋（名古屋市）、福岡（福岡市）、マニラ（フィリピン共和国）

### ② 子会社

国内	新光パーツ株式会社（長野市） 新光テクノサーブ株式会社（長野市）
海外	SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア） KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.（大韓民国） SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.（中華人民共和国） SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.（アメリカ合衆国） KOREA SHINKO TRADING CO., LTD.（大韓民国） TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD.（台湾） SHANGHAI SHINKO TRADING LTD.（中華人民共和国） SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール共和国）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,352名	292名増

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,608名	343名増	43.2歳	20.1年

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	11,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,000百万円
富士通キャピタル株式会社	6,000百万円

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 135,171,942株 (自己株式81,948株を含む)
- (3) 資本金 24,223,020,480円
- (4) 株主数 21,646名 (対前事業年度末比3,688名増)
- (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
富士通株式会社	67,587	50.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,913	8.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,258	4.63
株式会社八十二銀行	1,836	1.36
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,804	1.34
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,674	1.24
VICTORY TRIVALENT INTERNATIONAL SMALL-CAP FUND	1,086	0.80
RE FUND 116-CLIENT AC	1,033	0.76
新光電気工業株式会社従業員持株会	997	0.74
朝日生命保険相互会社	991	0.73

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤田 正美	株式会社安藤・間社外取締役
代表取締役社長	倉嶋 進	執行役員社長
代表取締役	牧野 恭久	専務執行役員 経営企画・リスクマネジメント・法務・コンプライアンス・ 知的財産・経理部門担当
取締役	小澤 隆史	常務執行役員 品質保証・環境管理・開発部門担当、アセンブリ事業部長
社外取締役	新美 潤	多摩大学グローバルスタディーズ学部教授
取締役 常勤監査等委員	伊藤 明彦	
社外取締役 監査等委員	荒木 泉子	村島・穂積法律事務所 弁護士
社外取締役 監査等委員	小林 邦一	あがたグローバル税理士法人相談役 公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 新美潤ならびに監査等委員である取締役 荒木泉子および小林邦一は、社外取締役であります。また、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 伊藤明彦は、長年にわたり当社経理部門に在籍し、また、監査等委員である取締役 小林邦一は、公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、重要な会議への出席および取締役・執行役員等からの業務執行状況の聴取などを通じた情報収集ならびに内部監査部門等との連携を強化すべく、伊藤明彦を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2021年6月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、取締役 長谷部浩および小平正司は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
5. 2021年6月25日開催の第86回定時株主総会において、新たに取締役に倉嶋進および牧野恭久が選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当事業年度末日後の2022年4月1日付で、取締役の担当について次のとおり変更がありました。
- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 代表取締役 | 牧野 恭久 | 専務執行役員<br>法務・コンプライアンス・知的財産・経理部門担当           |
| 取締役   | 小澤 隆史 | 常務執行役員<br>品質保証・総合技術支援・環境管理・開発部門担当、アセンブリ事業部長 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第28条において、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役 新美潤ならびに監査等委員である取締役 伊藤明彦、荒木泉子および小林邦一の4氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および管理・監督の立場にある従業員ならびに関係会社の役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、被保険者の犯罪行為に起因する場合等は填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、本方針の決議に際しては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および特段の異論がない旨の意見決定を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が本方針と整合していることや、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、あらかじめ本方針に基づく報酬等の案について、指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および特段の異論がない旨の意見決定を経ていることを確認しており、本方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等は、取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎とし、職責・役位に応じて支給される基本報酬（固定報酬）と、経営における重要指標の達成度合いに応じて支給する業績連動報酬から構成しています。基本報酬と業績連動報酬の割合については、5：5として

います。なお、業績連動報酬は、基本報酬とともに支給する業績連動分と、定時株主総会において役員賞与支給議案を上程し、承認決議の後に支給する賞与によって構成しています。

監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役については、業務執行より独立した立場であることから、その職務に鑑み、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎とする固定報酬をもって支給することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の基本報酬および基本報酬とともに支給する業績連動分は、本方針に基づいて算定し、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および意見決定を経た後、取締役会決議をもって支給します。また、個人別の賞与支給額は、本方針に基づいて算定し、あらかじめ指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および意見決定を経た後、定時株主総会においてその支給総額を役員賞与支給議案として上程し、承認決議を経て、取締役会決議をもって支給します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において定める内規に基づき、所定の算定方法に基づく監査等委員の協議により決定し、支給します。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動分	賞与	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	256 (6)	123 (6)	55 (—)	77 (—)	7 (1)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	37 (12)	37 (12)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	294 (18)	161 (18)	55 (—)	77 (—)	10 (3)

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、2021年6月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおります。
2. 上記支給額には、第87回定時株主総会において決議予定の役員賞与を含めております。
3. 2016年6月28日開催の第81回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額2億50百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額60百万円以内として承認決議されております。当該決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名でした。なお、取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）に支給する賞与は、当該承認決議された報酬額とは別個に定時株主総会においてその支給総額を役員賞与支給議案として上程し、承認決議を経て支給しております。
4. 上記業績連動報酬の額は、経営における収益性・資本効率性を測る重要な指標として主に当社のROEを基礎として算定することとしており、業績連動報酬は、その実績に基づく達成度合いに応じて支給します。当事業年度における取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）の報酬の算定に係るROEは5%を基準とし、その実績につきましては29.4%となりました。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役 新美潤

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

多摩大学と当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会14回のうち14回出席し、独立した客観的な立場で業務執行の監督に努めております。取締役会では、主に国際情勢に関する専門的な知識と豊富な経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。さらに、指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

### ② 社外取締役 監査等委員 荒木泉子

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

村島・穂積法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会14回のうち14回出席し、また、監査等委員会9回のうち9回出席し、独立した客観的な立場で業務執行の監査・監督に努めております。取締役会では、主に法律的な観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。さらに、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

### ③ 社外取締役 監査等委員 小林邦一

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

あがたグローバル税理士法人と当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会14回のうち14回出席し、また、監査等委員会9回のうち9回出席し、独立した客観的な立場で業務執行の監査・監督に努めております。取締役会では、主に財務および会計ならびに他社経営経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。さらに、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

## 4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの資料入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の職務執行状況ならびに当事業年度の監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、適切であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.およびKOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査等委員会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議いたしております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役および社員が良識ある社会人・企業人として行動し、当社グループが社会において必要とされる企業であり続けるべく、当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、ならびに取締役および社員が実践すべき行動指針、守るべき行動規範を示した「SHINKO Way」の周知徹底ならびに継続的な教育を実施するなど、コンプライアンス違反を未然に防止する体制の構築を推進する。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、経営方針、法令・定款で定められた事項および経営に関する重要事項の決定ならびに取締役および執行役員の職務執行の監督を行い、監査等委員会は、「監査等委員会規則」および監査方針・監査等基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。
- ③ 取締役は、事業活動に係る法規制等をふまえ、それらの遵守のために必要な社内規程、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 法令、定款、社内規程および企業倫理等に関するコンプライアンスについて通報相談を受け付ける内部通報制度を設けるとともに、内部監査部門は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会、取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報・文書について、「文書管理規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。
- ② 取締役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループの事業継続、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 取締役は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 事業遂行上想定されるリスクについて未然防止対策の策定ならびにリスクの極小化に向けた活動を行う。また、リスク発生時の対応体制を明確化し、発生したリスクについて迅速な対応を行い、損失の最小化に努めるとともに、再発防止に向けた活動を行う。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定機能・管理監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制の構築をはかっている。
- ② 取締役会は、中期計画ならびに年度予算等を決定し、経営方針および経営目標の周知徹底を行うとともに、各部門において達成すべき目標を明確化する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催する。さらに、「会議規程」に基づき、代表取締役、執行役員を兼務する取締役等をもって構成する経営会議を開催し、経営上の重要案件および課題について検討・審議・報告・進捗管理を行う。また、執行役員等をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門における目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、経営全般にわたる審議・報告を行う。
- ④ 取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「事務章程」等において、意思決定の手続、各部門の職務分掌および執行の手続・権限について定めるなど、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われるべく体制を整備する。

## (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社に対し、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、「SHINKO Way」を基本として、上記(1)～(4)に定めるグループとしての適法・適正かつ効率的な業務遂行体制の整備に関する管理・指導・支援を行う。
- ② 上記①を具体化し、グループ会社の健全な発展と自主性の確立をはかるべく、「関係会社管理規程」に基づき、所管部門が管理・指導・支援を主導し、また、重要事項に関する報告・承認等を通じて、グループ会社の意思決定、業務執行を管理・監督する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役は、当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
- ④ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社の監査を実施する。

## (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助する社員を置くものとし、当該社員は監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ② 取締役は、当該社員の独立性を確保するため、その社員の任命、異動および報酬等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得るものとする。

## (7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ② 当社およびグループ会社の取締役および社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、直ちに監査等委員会に報告する。

- ③ 当社およびグループ会社の取締役および社員は、監査等委員会の求めに応じ、定期的に、また随時に、その職務執行状況を報告する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役は、上記②または③の報告をしたことを理由として取締役および社員を不利に取り扱ってはならない。

#### **(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、定期的に監査等委員会と情報交換を行う。
- ② 監査等委員の職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。
- ③ 内部監査部門は、内部監査の計画および結果について、定期的に、また随時に、監査等委員会に報告する。
- ④ 内部監査部門は、監査等委員会から上記③の報告に対して追加の監査や調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかるものとする。
- ⑤ 取締役は、内部監査部門の長の任命、異動および報酬等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得るものとする。

上記体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

#### **【コンプライアンスに関する取り組み】**

当社グループは、「SHINKO Way」の浸透ならびに定着をはかるべく継続的な活動を推進しており、「コンプライアンス規程」等に基づき、コンプライアンス遵守体制を構築・運用するとともに、各種ガイドラインを定めるなど、コンプライアンスの徹底をはかっております。また、業務上関わりの深い法律分野を中心とするコンプライアンス教育を定期的実施するとともに、コンプライアンス違反行為に関する通報相談窓口を設置し、携帯用カードの配付、ポスター掲示等により全社員に周知しております。

### 〔リスク管理に関する取り組み〕

当社グループにおいては、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理ガイドライン」を定め、各部門およびグループ会社単位でのリスク管理責任者を選任するなど、適切なリスク管理体制を構築・運用しております。また、潜在リスク調査を定期的実施することとしており、グループに影響を及ぼすリスクについての適切な把握および対応に努めております。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に対し、社員等の健康と安全確保を最優先のうえ、事業継続に努めることを基本方針として、感染予防および感染拡大防止策を継続的に実施しております。そのほか、事業継続計画等に基づく教育・訓練を定期的実施することで、大規模災害などの不測の事態発生時における対応力等の強化をはかっております。

### 〔取締役の職務執行の状況〕

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。当事業年度中は14回の取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項および「取締役会規則」において定められた事項の決定ならびに取締役・執行役員の職務執行の監督を行っております。また、経営会議をおおむね月3回開催し、経営上の重要案件および課題について検討、審議、報告および進捗管理を行っております。2022年3月には、意思決定の迅速化ならびに取締役会の監督機能強化等を目的とする各種規程の改正を実施いたしました。

### 〔グループ会社経営管理の状況〕

グループ会社は、当社グループの経営方針ならびに「関係会社管理規程」に基づき、経営目標を定め、また、当社に対し重要事項を報告し、必要な事項については承認を得ております。当社担当役員および所管部門は、グループ会社の経営目標について進捗確認を行い、また、報告事項・承認事項の確認等を通じてグループ会社の意思決定、業務執行を管理・監督し、必要な指導・支援を行っております。

### 〔内部監査の実施状況〕

当社の内部監査部門である監査室は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、当社各部門およびグループ会社に対して内部監査を実施しております。また、監査室から監査等委員会に対し、内部監査の計画およびその結果を報告するなど、随時、監査等委員会と情報交換や意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう連携・協力しております。なお、内部監査の結果の概要は、取締役会にも報告しております。

### 【監査等委員会への報告体制の状況】

当社は、監査等委員が取締役会、経営会議および執行役員会議等の重要な会議へ出席すること、取締役・執行役員との面談を行うこと等の機会を設けており、監査等委員会は、これら重要会議への出席や面談等を通じ、業務執行状況の報告を受けております。なお、当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しております。

~~~~~  
◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万、千単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 特に記載のない限り、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目             | 金額             |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>192,828</b> | <b>流動負債</b>    | <b>114,826</b> |
| 現金及び預金          | 69,475         | 買掛金            | 36,961         |
| 受取手形            | 244            | 短期借入金          | 30,000         |
| 売掛金             | 76,389         | 未払金            | 8,569          |
| 商品及び製品          | 6,565          | 未払法人税等         | 19,662         |
| 仕掛品             | 18,791         | 未払費用           | 10,816         |
| 原材料及び貯蔵品        | 9,531          | その他            | 8,817          |
| その他             | 11,836         | <b>固定負債</b>    | <b>2,636</b>   |
| 貸倒引当金           | △6             | 退職給付に係る負債      | 2,087          |
| <b>固定資産</b>     | <b>126,632</b> | その他            | 548            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>119,999</b> | <b>負債合計</b>    | <b>117,463</b> |
| 建物及び構築物         | 37,164         | <b>(純資産の部)</b> |                |
| 機械装置及び運搬具       | 55,668         | <b>株主資本</b>    | <b>204,746</b> |
| 工具、器具及び備品       | 3,010          | 資本金            | 24,223         |
| 土地              | 7,202          | 資本剰余金          | 24,129         |
| 建設仮勘定           | 16,953         | 利益剰余金          | 156,486        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>861</b>     | 自己株式           | △92            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,771</b>   | その他の包括利益累計額    | △2,749         |
| 投資有価証券          | 47             | その他有価証券評価差額金   | 0              |
| 退職給付に係る資産       | 1,644          | 繰延ヘッジ損益        | △414           |
| 繰延税金資産          | 3,755          | 為替換算調整勘定       | △1,316         |
| その他             | 332            | 退職給付に係る調整累計額   | △1,019         |
| 貸倒引当金           | △7             | <b>純資産合計</b>   | <b>201,997</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>319,461</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>319,461</b> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額    |               |
|------------------------|-------|---------------|
| 売上高                    |       | 271,949       |
| 売上原価                   |       | 185,891       |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>86,057</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 14,663        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>71,394</b> |
| <b>営業外収益</b>           |       |               |
| 受取利息                   | 55    |               |
| 雑収入                    | 4,440 | 4,496         |
| <b>営業外費用</b>           |       |               |
| 支払利息                   | 62    |               |
| 雑支出                    | 9     | 71            |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>75,820</b> |
| <b>特別損失</b>            |       |               |
| 固定資産除却損                |       | 1,076         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>74,743</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           |       | 22,739        |
| 法人税等調整額                |       | △624          |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>52,628</b> |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>52,628</b> |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 24,223  | 24,129    | 108,953   | △92     | 157,213     |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |           | △366      |         | △366        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 24,223  | 24,129    | 108,586   | △92     | 156,846     |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当              |         |           | △4,728    |         | △4,728      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 52,628    |         | 52,628      |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当期変動額合計             | －       | －         | 47,900    | △0      | 47,900      |
| 当 期 末 残 高           | 24,223  | 24,129    | 156,486   | △92     | 204,746     |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |               |                         |                           | 純資産合計   |
|---------------------|-------------------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------------------|---------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 定 調 整 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |         |
| 当 期 首 残 高           | 0                       | △245          | △1,970        | △1,604                  | △3,820                    | 153,393 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                         |               |               |                         |                           | △366    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 0                       | △245          | △1,970        | △1,604                  | △3,820                    | 153,026 |
| 当 期 変 動 額           |                         |               |               |                         |                           |         |
| 剰余金の配当              |                         |               |               |                         |                           | △4,728  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                         |               |               |                         |                           | 52,628  |
| 自己株式の取得             |                         |               |               |                         |                           | △0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 0                       | △169          | 654           | 585                     | 1,070                     | 1,070   |
| 当期変動額合計             | 0                       | △169          | 654           | 585                     | 1,070                     | 48,970  |
| 当 期 末 残 高           | 0                       | △414          | △1,316        | △1,019                  | △2,749                    | 201,997 |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額             | 科目                   | 金額             |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>183,840</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>114,281</b> |
| 現金及び預金                 | 60,394         | 買掛金                  | 35,835         |
| 受取手形                   | 244            | 短期借入金                | 30,000         |
| 売掛金                    | 78,157         | 未払金                  | 8,544          |
| 商品及び製品                 | 5,984          | 未払法人税等               | 19,521         |
| 仕掛品                    | 18,358         | 未払費用                 | 11,739         |
| 原材料及び貯蔵品               | 9,076          | その他                  | 8,640          |
| 未収入金                   | 10,647         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,963</b>   |
| その他                    | 976            | 退職給付引当金              | 1,626          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>131,647</b> | その他                  | 336            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>117,791</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>116,244</b> |
| 建物及び構築物                | 35,794         | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                |
| 機械及び装置                 | 55,285         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>199,656</b> |
| 工具、器具及び備品              | 2,889          | 資本金                  | 24,223         |
| 土地                     | 6,907          | 資本剰余金                | 24,129         |
| 建設仮勘定                  | 16,913         | 資本準備金                | 6,055          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>861</b>     | その他資本剰余金             | 18,073         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>12,994</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>151,396</b> |
| 投資有価証券                 | 40             | その他利益剰余金             | 151,396        |
| 関係会社株式                 | 6,855          | 別途積立金                | 67,126         |
| 長期前払費用                 | 184            | 繰越利益剰余金              | 84,270         |
| 繰延税金資産                 | 3,161          | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△92</b>     |
| その他                    | 2,759          | 評価・換算差額等             | △413           |
| 貸倒引当金                  | △7             | その他有価証券評価差額金         | 0              |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>315,487</b> | <b>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</b> | <b>△414</b>    |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>199,243</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>315,487</b> |

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額    |               |
|-----------------|-------|---------------|
| 売上高             |       | 263,172       |
| 売上原価            |       | 177,586       |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>85,586</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 16,719        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>68,867</b> |
| <b>営業外収益</b>    |       |               |
| 受取利息及び配当金       | 1,023 |               |
| 雑収入             | 4,612 | 5,635         |
| <b>営業外費用</b>    |       |               |
| 支払利息            | 62    |               |
| 雑支出             | 5     | 67            |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>74,435</b> |
| <b>特別損失</b>     |       |               |
| 固定資産除却損         |       | 1,069         |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>73,366</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    |       | 22,242        |
| 法人税等調整額         |       | △641          |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>51,764</b> |

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                |              |                          |               |              |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------|---------|-----------|----------------|--------------|--------------------------|---------------|--------------|--------------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                |               |              | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                     |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |              |         |             |
| 当 期 首 残 高           | 24,223  | 6,055     | 18,073         | 24,129       | 67,126                   | 37,600        | 104,727      | △92          | 152,987 |             |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |           |                |              |                          | △366          | △366         |              | △366    |             |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 24,223  | 6,055     | 18,073         | 24,129       | 67,126                   | 37,233        | 104,360      | △92          | 152,620 |             |
| 当 期 変 動 額           |         |           |                |              |                          |               |              |              |         |             |
| 剰余金の配当              |         |           |                |              |                          | △4,728        | △4,728       |              | △4,728  |             |
| 当期純利益               |         |           |                |              |                          | 51,764        | 51,764       |              | 51,764  |             |
| 自己株式の取得             |         |           |                |              |                          |               |              | △0           | △0      |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |                |              |                          |               |              |              |         |             |
| 当期変動額合計             | —       | —         | —              | —            | —                        | 47,036        | 47,036       | △0           | 47,036  |             |
| 当 期 末 残 高           | 24,223  | 6,055     | 18,073         | 24,129       | 67,126                   | 84,270        | 151,396      | △92          | 199,656 |             |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |               |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|--------------------------|---------------|---------------------|-----------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高           | 0                        | △245          | △244                | 152,742   |
| 会期方針の変更による累積的影響額    |                          |               |                     | △366      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 0                        | △245          | △244                | 152,375   |
| 当 期 変 動 額           |                          |               |                     |           |
| 剰余金の配当              |                          |               |                     | △4,728    |
| 当期純利益               |                          |               |                     | 51,764    |
| 自己株式の取得             |                          |               |                     | △0        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 0                        | △169          | △168                | △168      |
| 当期変動額合計             | 0                        | △169          | △168                | 46,867    |
| 当 期 末 残 高           | 0                        | △414          | △413                | 199,243   |

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

新光電気工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小 山 浩 平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新光電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

新光電気工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小 山 浩 平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新光電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

新光電気工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 伊藤明彦 ㊞  
監査等委員 荒木泉子 ㊞  
監査等委員 小林邦一 ㊞

(注) 監査等委員 荒木泉子および小林邦一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





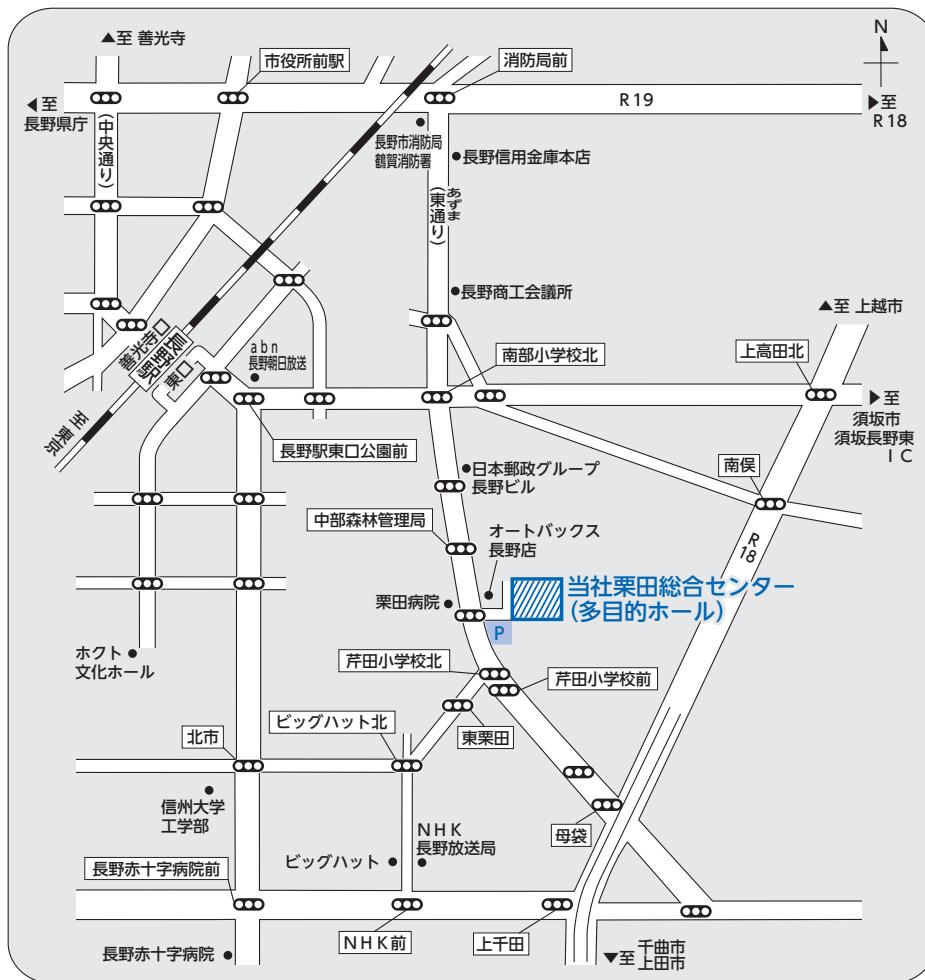
# 株主総会会場ご案内図

## 会場

長野県長野市栗田711番地 当社栗田総合センター（多目的ホール） 電話 026（226）1145

## 交通

○タクシー／長野駅東口より8分 ○徒歩／長野駅東口より25分  
 ※お車でご来場の際には、係員の案内に従って駐車場をご利用ください。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。